

地域おこし協力隊員募集要項 (伝統的工芸産業魅力発信業務)

1 活動内容

山形市の伝統的工芸産業の魅力発信のため、主に以下の活動を実施する。

- (1) 山形市伝統的工芸品の制作体験を通じた魅力発信業務
- (2) 山形市産業歴史資料館と連携した伝統的工芸品の魅力発信業務
- (3) SNSを活用した情報発信業務
- (4) 山形市伝統的工芸産業ガイド改訂業務

2 募集対象

以下の要件を全て満たす方。

- (1) 次に掲げる要件のいずれかを満たし、山形市地域おこし協力隊として委嘱後、生活の拠点を本市に移し、住民票を異動することができる方であること。
 - ① 条件不利地域(※1)を除く、3大都市圏(※2)内の都市地域もしくは政令指定都市に居住されている方。

(※1) 条件不利地域とは、次の(ア)～(キ)のいずれかの対象地域・指定区域を有する市町村をいう。

(ア) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (イ) 山村振興法
(ウ) 離島振興法 (エ) 半島振興法 (オ) 奄美群島振興開発特別措置法
(カ) 小笠原諸島振興開発特別措置法 (キ) 沖縄特別振興措置法

(※2) 3大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。
 - ② 他地域で、地域おこし協力隊として活動していた場合、地域おこし協力隊として2年以上従事し、かつ、解嘱から1年以内の方。
- (2) 山形市の伝統的工芸産業に関して興味・関心・意欲のある方
- (3) 地域おこし活動に意欲があり、地域住民及び伝統的工芸産業に携わる関係団体等と積極的にコミュニケーションを図ることができる方。
- (4) 普通自動車免許(AT車限定可)を所持している方
- (5) 心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる方。
- (6) 退任後も山形市に定住する意思のある方。
- (7) 山形市暴力団排除条例(平成23年市条例第25号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (8) 山形市税の滞納がないこと。

3 募集人員

1名

4 主な活動地

原則、山形市内

5 勤務時間等

- (1) 週5日勤務、月140時間（※3）
- (2) 月ごとの活動内容及び状況について、翌月5日までに商工観光部ブランド戦略課に提出し、確認を受けること。（メールによる提出も可）

6 雇用形態等及び期間

- (1) パートタイムの会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号）
- (2) 年度毎の委嘱のため、委嘱期間は委嘱の日から令和8年3月31日までです。
- (3) 次年度以降の委嘱については、活動状況や実績を勘案して決定する。なお、委嘱期間は最長3年まで延長することができる。
- (4) 隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことができる。

7 給与等

月額 201,329円～（初年度）（※3）

別途家賃補助（月額最大6万円）、通勤手当（実費支給／上限あり）、賞与支給あり。

月途中の任用の場合、通勤手当は翌月からの支給となる。

※在職期間による割り落としあり。

※基本給及び賞与の月数は人事院勧告等により、変更する場合がある。

（※3）山形市の伝統工芸産業に類する実務経験がおおむね3年以上ある方又は教育を受けたことがある方は、勤務時間や月額給与等が変更になる場合がある。

8 待遇及び福利厚生

- (1) 共済組合、厚生年金保険、雇用保険に加入。災害補償の適用有。
- (2) 家賃補助の助成有（月額最大60,000円）
- (3) 活動に必要となる消耗品等の費用については、市が負担できる場合があるため着任中に協議の上予算の範囲内で支給する。
- (4) 引越しに係る費用は隊員の自己負担とする。

9 応募方法

(1) 受付期間

令和7年7月7日（月）から令和7年8月29日（金）まで（必着）

なお、随時募集・随時選考となり、受付順に選考し、募集人数に達した場合は受付を終了する。

（持参の場合は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 提出書類

①履歴書（写真付） 1通

②住民票（抄本） 1通

(3) 提出方法

郵送又は持参

(4) 提出先

〒990-8540

山形県山形市旅籠町二丁目３番２５号

山形市役所商工観光部ブランド戦略課ブランディング係 宛

10 選考方法

(1) 第１次選考（書類審査）

書類審査の上、結果を応募者全員に通知する。

(2) 第２次選考（面接審査）

第１次選考合格者を対象に、市による面接審査を実施する。山形市役所本庁舎内にて行うが、オンラインによる面接も可とする。詳細については、１次選考の結果通知の際にお知らせする。

11 その他

(1) 住民票の異動は委嘱日以降に行うこと。それ以前に住所を異動させると募集対象でなくなり、委嘱取消しとなる場合がある。

(2) 応募及び面接参加に係る経費については、応募者の自己負担とする。

(3) 募集に関する質問は、任意様式によりメールでのみ受付け、電話等での質問は受け付けない。メールを送信する際は、メール本文に氏名を記載するほか、件名に「地域おこし協力隊 質問事項」と入力の上送信すること。その後、市からメールにて回答する。

12 問い合わせ先

山形市役所商工観光部ブランド戦略課ブランディング係

〒９９０－８５４０ 山形県山形市旅籠町二丁目３番２５号

TEL：０２３－６４１－１２１２（内線４１３）

FAX：０２３－６２４－９６１８

Email：brand@city.yamagata-yamagata.lg.jp